

フローラルちな新商品開発事業費補助金に係る事業者の募集について

1 業務名

フローラルちな新商品開発事業費補助金

2 業務の目的

本町の特産品の更なる消費拡大を促進するため、新商品開発又は既存の商品の改良を支援し、町内商工業の発展を図ります。

3 履行期間

交付決定日から令和8年2月27日(金)まで

4 補助金額等

- (1) 予算額:200 万円
- (2) 1事業者あたり:上限 100 万円
- (3) 交付対象者の補助金決定合計額が予算額に満たない場合、予算の範囲内において1事業者あたりの交付額を増額できる場合があります。
- (4) 補助金の対象事業の申請は、1事業者につき1案とします。

5 補助金の交付対象者

- (1) 本町に本社を有し、応募する日の直近1年以上の活動実績がある事業者及び法人、又は本町に住所を有し、直近1年以上居住している者、かつ、今後も定住する見込みがある者
- (2) 町民税等の滞納がない者
- (3) 他の補助金を併用しないこと
- (4) 知名町暴力団排除条例第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当しない者

5 補助金の使途

- (1) 試作及び実験に係る原材料費
- (2) 機械装置・設備類の購入費及び借上料
- (3) 製造及び改良に係る加工料
- (4) パッケージ・ラベル等のデザインの開発及び作成に係る経費
- (5) 専門家等の招へいに係る経費
- (6) その他、町長が特に必要と認める経費

(例1)マーケティング調査等に係る経費

(例2)施設整備等に係る経費

6 書類提出先及びお問い合わせ先

知名町役場企画振興課

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地

TEL:0997-84-3162

FAX:0997-93-4103

e-mail:china08@town.china.lg.jp

7 申請様式等の配布

知名町役場企画振興課に直接請求するか、町ホームページからダウンロードしてください。

8 選定方法

(1) 提出期間

裏面にて定めている申請書類一式を説明会開催日から令和7年6月6日(金)午後5時15分までに提出してください(知名町役場企画振興課必着)。

(2) 提出方法

提出期間内に、申請書類一式を持参又は郵送(当日消印有効)及びメールにより知名町役場企画振興課へ提出してください。

(3) 提出された申請書類一式を企画提案評価項目及び評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た申請者を選定します。

9 申請書類について

下記の書類を提出してください。

- (1) フローラルちな新商品開発事業費補助金申請書(第1号様式)
- (2) 会社概要(別紙1)
- (3) 新商品開発提案書(別紙2)
- (4) 収支予算(精算)書(別紙3)
- (5) その他町長が必要と認める書類

10 実績報告に係る書類について

下記の書類を提出してください。

- (1) フローラルちな新商品開発事業費補助金実績報告書(第5号様式)
- (2) 収支予算(精算)書(別紙3)

- (3) 実績調書(別紙4)
- (4) その他町長が必要と認める書類

11 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出された申請書類一式は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合があります。
- (4) 提出部数は、1部とします。

12 選定結果

選定結果は、書面により通知します。

13 交付決定後の手続きについて

交付決定後は、事業性の向上を図るために申請内容についての協議を行った後、知名町補助金等交付規則に沿った手続きを行い、補助金を交付します。

14 費用負担

申請書類の作成及びその他に係る必要な経費は、全て申請者の負担とします。

15 その他

- (1) 履行期間内に成果品を完成させてください。また、完成した商品は、必ず知名町ふるさと納税返礼品へ登録してください。
- (2) 申請書類一式等に記載した業務担当者は、原則として変更できないものとします。ただし、異動、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者に変更するものとし、町の了承を得なければなりません。
- (3) 本事業では、令和7年度知名町伴走型商品開発及び販売戦略支援アドバイザー事業と連携して、交付対象者のヒアリング及びアドバイスを行います。詳細は企画振興課へお問い合わせください。